

美化センターへの家庭ごみ持ち込み方法の一部変更について

◎ごみの排出者 **本人以外が運転**する車での、ごみの持ち込みについて、下記の条件付きで可能とします。

高年齢や車を持たない方が急なごみ出しが必要となった場合など、自治会や地域のボランティアの方が車を運転して持ち込みたいとの要望が多いため、持ち込み方法を一部変更します。

※ごみの運搬が出来る方は、法律により、ごみを排出する本人か市が許可した運搬業者に限られています。



★令和4年 **11月1日**より運用いたします。

★ごみの排出者 **本人以外が運転**する車で、ごみを持ち込む場合の条件は、次の①から③です。

① **前日までに予約**をしてください。

(環境課管理係(市役所2号館1階)で事前届出手続き)

・持ち込み出来る車は、普通自動車までに限ります。

<予約に際し、必要な物>

● **搬入予約届出書**

各種様式は、市役所環境課窓口か、市ホームページにあります。

● **添付書類**

ア) ごみ排出者が相生市民であることが証明できるもの。

例) 公共料金の領収書など

イ) 運転者の免許証

② **基本的にごみ排出者が同乗**してください。

◎ごみ排出者が高年齢や入院中など、やむを得ず同乗

出来ないとき市(環境課)が認めた場合は、

・ごみ排出者の2親等までの親族の方の同乗が必要です。

・2親等までの親族が対応できない場合は、「委任状」が必要となります。

③ **運転者は個人の運転者**に限ります。(事業者は不可です)

(有償・無償ではなく、運転者が「業」としてごみの運搬を行うものでないことを確認しないと許可できません。)



④ **届出書の受付済のコピー**を発行しますので、美化センター受付で提出してください。

※虚偽の申請など不正が判明した場合は、お断りさせていただきます。

※その他の持ち込み方法については、裏面をご参照下さい。

美化センターへのごみの持ち込み方法について

次の4つの方法と、ルールをご自分のケースと照らし合わせてご検討下さい。
なお、持ち込めるごみは、相生市内で発生した家庭ごみに限ります。

1 ごみ排出者本人が運転し、持ち込む場合（2トン車まで）

- ①予約がいない場合 軽四、普通車でのごみ持ち込み（軽トラ含む）
- ②予約が必要な場合 800kg～2トンのトラックで搬入する場合
 - ・届出者は、ごみ排出者本人
 - ・届出書の種類： 自己搬入予約届出書



2 2親等までの親族の運転で持ち込む場合（2トン車まで）

- ①予約がいない場合 ごみ排出者が同乗
- ②予約が必要な場合 1)ごみ排出者が同乗できない場合、もしくは
2)800 kg～2トンのトラックで搬入する場合
 - ・届出者は、2親等までの親族
 - ・届出書の種類： 親族搬入予約届出書
 - ・ごみ排出者の住所、氏名が分かる書類（公共料金の領収書など）



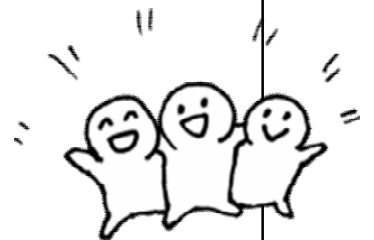
3 一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込む場合 （車種制限なし）

- ・一般廃棄物収集運搬許可業者から予約が必要
- ・業者の運搬費用は、依頼者の負担
- ・ごみの排出者の同乗は必要無し



4 《新規追加》 ごみの排出者本人以外が運転する車で、 ごみを持ち込む場合（普通自動車まで）

- 予約必要
 - 1) ごみ排出者の同乗が必要
 - 2) 同乗出来ない場合、2親等までの親族の同乗が必要
 - 3) 本人又は2親等親族が同乗できない場合、ごみ排出者の委任状が必要
- ・届出者は、ごみの排出者（運転者ではない）
- ・運転者は、事業者不可
- ・届出書の種類： 搬入予約届出書（運転者が他人の場合）
- ・ごみ排出者が相生市民であることが証明できるもの



★いずれの場合も現地確認等をさせていただく場合があります。

★各申請書は、市役所環境課、もしくは市ホームページにあります。

★ごみ処理料金：可燃ごみ 30 円/10 kg、粗大ごみ 70円/10 kgです。

<お問い合わせ> 環境課 電話 23-7131 美化センター 電話22-7160